

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

〔 PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・
レジリエンス強化促進事業 〕

(5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業

③再生可能エネルギーの価格低減促進事業

「計画策定事業」

④再生可能エネルギーの価格低減促進事業

「設備等導入事業」

公募要領

令和3年6月

一般社団法人 環境技術普及促進協会

令和3年6月

一般社団法人 環境技術普及促進協会

一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)の交付決定を受け、「(5)再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業」の「③再生可能エネルギーの価格低減促進事業「計画策定事業」及び④再生可能エネルギーの価格低減促進事業「設備等導入事業」」に対する補助金を交付する事業を実施しています。

本補助事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、ご熟読をお願いいたします。

なお、補助事業者として採択された場合には、本補助事業の交付規程（以下「交付規程」という。）及び PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業実施要領（令和2年4月1日付け環地温発第20040145号）（以下「実施要領」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助事業は、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

したがって、本補助事業に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、協会は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 本補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 本補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額を返還していただくこととなります。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公募要領目次

1. 事業の目的と性格	1
2. 公募する事業の対象等	2
2.1 補助対象事業の要件	
2.2 補助対象設備	
2.3 補助金の交付額	
2.4 補助事業期間	
2.5 補助金に応募できる者	
3. 補助対象事業の選定	10
4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項	11
4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項	
4.2 補助事業の実施における留意事項	
4.3 補助事業完了後における留意事項	
5. 応募方法について	18
5.1 応募方法	
5.2 公募期間	
5.3 応募に必要な書類及び提出部数	
6. お問い合わせ先	22

1.事業の目的と性格

- 本補助事業は、
 - ③再生可能エネルギーの価格低減促進事業「計画策定事業」：
「④設備等導入事業」を実施するための基本計画、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業
 - ④再生可能エネルギーの価格低減促進事業「設備等導入事業」：
「③計画策定事業」で策定した事業実施計画、もしくは事業実施計画と同等と協会が認めた計画等に基づき、再生可能エネルギー熱利用設備又は自家消費型若しくは災害時の自立機能付きの再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）の導入を行う事業

への応募事業者に対して、支援を行うことを目的としています。

- 本補助事業の執行は、法律及び交付規程等の規定により適正に行っていただく必要があります。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付規程に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・補助事業開始は、交付決定日以降となります。
- ・事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減効果等）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
- ・本補助事業で整備した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等を行うこと。）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

2.公募する事業の対象等

2.1 補助対象事業の要件

本補助事業で補助対象とする事業は、以下に示す要件をすべて満たすものとします。

③計画策定事業

- (1) 「④設備等導入事業」を実施するための基本計画、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業であること。
- (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（FIT）による売電に関する計画策定を行わないものであること。また、本補助事業に参加した後に、2022 年度に開始が予定されている FIP（Feed in Premium）制度の取得に関する計画策定を行わないものであること。

④設備等導入事業

- (1) 「③計画策定事業」で策定した事業実施計画、もしくは事業実施計画と同等と協会が認めた計画等に基づき、再生可能エネルギー熱利用設備又は「自家消費型」若しくは「災害時の自立機能付き」の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）の導入を行う事業であること。

※本事業において、「再生可能エネルギー」とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱、太陽熱を除く。）、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち永続的に利用することができるものと認められるものをいう。

※本事業において、「自家消費型」とは、以下に該当する状態をいう。

- ・当該再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む需要場所において、発電電力量の一定割合（30%以上）を自家消費すること。又は、発電電力量の一定割合（30%以上）について電気事業法に基づく特定供給を行うこと。

※本事業において、「災害時の自立機能付き」とは、以下に該当する状態をいう。

- ・災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備については、本補助金を受けることで導入費用（資本費）が、表1の基準を下回るものであること。

<表1 再生可能エネルギー発電設備の資本費基準>

(1) 電源種		(2) 資本費基準〔千円/kW〕
陸上風力	7,500kW 未満	344
	7,500kW 以上	補助対象外
洋上風力	補助対象外	補助対象外
中小水力	200kW 未満	1,610
	200kW 以上 1,000kW 未満	1,010
	1,000kW 以上	補助対象外
地熱	15,000kW 未満	1,680
	15,000kW 以上	補助対象外
バイオマス	一般木材等利用	423
	未利用材利用 (2,000kW 以上)	475
	未利用材利用 (2,000kW 未満)	1,154
	建築資材廃棄物利用	491
	バイオマス液体燃料利用	127

※本事業において、「導入費用（資本費）」とは、補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費並びにその他必要な経費をいう。

※バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備については資本費の基準を設けず、別表のバイオマス熱利用設備における補助対象設備要件（バイオマスコージェネレーション設備の場合）のみを対象要件とする。

※定置用蓄電池を導入する場合は、本補助金を受けることによる導入費用は、応募申請書 別紙2 経費内訳における

{ (「(4)補助対象経費支出予定額」から蓄電池に係る金額を除いたもの) - (「(8)補助金所要額」から蓄電池に係る金額を除いたもの) } ÷ (再生可能エネルギー発電設備の最大定格出力 P) をいう。

(3) 再生可能エネルギー熱利用設備については、CO2 削減コスト（円/tCO2）が表2の基準を下回るものであること。

<表2 再生可能エネルギー熱利用設備のCO2削減コスト基準>

(1) 熱源種	(2) CO2削減コスト〔千円/tCO2〕
太陽熱利用	73.2
地中熱利用	244.4
バイオマス熱利用	26.5
地熱利用（温泉熱利用） 温度差エネルギー利用 雪氷熱利用	244.4

※バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備についてはCO2削減コストの基準を設けず、別表のバイオマス熱利用設備における補助対象設備要件（バイオマスコージェネレーション設備の場合）のみを対象要件とする。

(4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）による売電を行わないものであること。また、本補助事業に参加した後に、2022年度に開始が予定されているFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないものであること。

2.2 補助対象設備

(1) 補助対象設備

別表第4のとおり

- ・再生可能エネルギー熱利用設備及び需要施設で活用するための最低限の設備
- ・再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）及び需要施設で活用するための最低限の設備
- ・定置用蓄電池（再エネ併設用・業務用・家庭用）：業務用・家庭用については、(2)に示す目標価格及び蓄電池の条件に適合するものであること。

※上記設備の設置に係る工事費も補助対象とする。

※「2.1 補助対象事業の要件」④(2)(3)の要件の適合性判断のため、応募申請書別紙2経費内訳における「(4)補助対象経費支出予定額」には、上記の設備及び工事費のうち全ての経費を計上すること。

(2) 定置用蓄電池（業務用・家庭用）について

定置用蓄電池（業務用・家庭用）については、表3に示す目標価格以下の蓄電池システムであること。

また、表4に示す本事業の補助対象とする蓄電池の条件をすべて満たすこと。

表3 目標価格

区分	蓄電システム・機器仕様	目標価格（工事費込み） 〔万円/kWh〕
業務用	4800Ah・セル以上	21
家庭用	4800Ah・セル未満	16.5

表4 本事業の補助対象とする蓄電池の条件

項目	本事業の補助対象とする蓄電池の条件							
全般	定置用蓄電池については、主な用途が本事業で導入する再生可能エネルギー発電設備により発電した電力を平時において繰り返し充放電するものに限る（保安防災のみを目的としたものは補助対象外）。							
業務用	再生可能エネルギー発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下「ハイブリッド」という。）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり2万円を控除することができる（定格出力の小数点第二位以下は切り捨て）。							
家庭用	<p>家庭用の蓄電池設備については、上記に加えて次の①～⑥を全て満たすこと</p> <table border="1" data-bbox="395 808 1366 2083"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 808 663 857">項目</th> <th data-bbox="663 808 1366 857">家庭用蓄電池の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 857 663 1317">① 蓄電池パッケージ</td> <td data-bbox="663 857 1366 1317"> <p>蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1317 663 2083">② 性能表示基準</td> <td data-bbox="663 1317 1366 2083"> <p>初期有効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。『所定の表示』は次のものをいう。</p> <p>●初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。）</p> <p>●定格出力 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		項目	家庭用蓄電池の条件	① 蓄電池パッケージ	<p>蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p>	② 性能表示基準	<p>初期有効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。『所定の表示』は次のものをいう。</p> <p>●初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。）</p> <p>●定格出力 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。</p>
項目	家庭用蓄電池の条件							
① 蓄電池パッケージ	<p>蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p>							
② 性能表示基準	<p>初期有効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。『所定の表示』は次のものをいう。</p> <p>●初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。）</p> <p>●定格出力 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。</p>							

		<p>●<u>出力可能時間の例示</u></p> <p>A. 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。</p> <p>B. 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。</p> <p>例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。</p> <p>●<u>保有期間</u></p> <p>補助金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。</p> <p>●<u>廃棄方法</u></p> <p>使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。</p> <p>【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」</p> <p>●<u>アフターサービス</u></p> <p>国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。</p>
	③蓄電池部安全基準	○ <u>リチウムイオン蓄電池部の場合</u>

		<p>蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。</p> <p>※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>○リチウムイオン蓄電池部以外の場合</p> <p>蓄電池部が平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。</p>
	<p>④蓄電システム部 安全基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ</p>	<p>蓄電システム部が「JIS C4412-1」または「JISC4412-2」に準拠したものであること。</p> <p>※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。</p> <p>※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p>
	<p>⑤震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ</p>	<p>蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p>
	<p>⑥保証期間</p>	<p>メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p>

	<p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
--	---

2.3 補助金の交付額

③計画策定事業 補助率 4分の3（上限は1,000万円）

④設備等導入事業 補助率 3分の1（上限は1億円※）

※2ヵ年の導入事業の場合は、合計金額の上限値

2.4 補助事業期間

③計画策定事業 単年度

④設備等導入事業 2年度以内

○④設備等導入事業についても、補助事業期間は原則として単年度以内とします。ただし、単年度での実施が困難な補助事業については、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した実施計画書及び経費内訳を提出することを条件に2ヵ年度とすることができます。

○各年度の実施期間は、原則として、交付決定を受けた日から当該年度の1月31日までとします。

※2ヵ年計画で実施する場合は、「4.1補助事業の応募申請に当たっての留意事項（3）複数年度計画事業について」を必ず参照ください。

2.5 補助金に応募できる者

本補助事業について応募を申請できる者は次に掲げる者のうち、本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者として（代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします）。

- (1) 民間企業
- (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- (4) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (6) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (7) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- (8) 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- (9) 法律により直接設立された法人
- (10) 地域における温泉の管理や配湯を行う団体（民間企業を除く）
- (11) その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

※複数の団体による共同事業での応募の場合は、「4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項」の「(2) 複数の団体による共同事業について」を必ず参照ください。

※地方公共団体以外の団体は、共同事業者を含め別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者としてします。

3.補助対象事業の選定

○一般公募を行い、応募者より提出された実施計画書等をもとに厳正に審査(書面審査や対面ヒヤリング)を行い、対象設備ごとに以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で選定します。

A. 再生可能エネルギー熱設備

ア 事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。

イ 事業による直接的な CO2 削減効果の費用対効果等が高く見込まれているか。

ウ 災害時にも熱利用が行え地域への貢献が見込めるようになっているか。

エ RE100、再エネ 100 宣言 RE Action、Science Based Targets を推進しているか。

オ 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有している。

B. 「自家消費型」再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）

ア 事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。

イ 再生可能エネルギーの自家消費比率が大きいか。

ウ 事業による直接的な CO2 削減効果の費用対効果等が高く見込まれているか。

エ 蓄電池などを活用して災害時でも発電電力が活用できるようになっているか。

オ RE100、再エネ 100 宣言 RE Action、Science Based Targets を推進しているか。

カ 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有している。

C. 「災害時の自立機能付き」の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）

ア 事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。

イ 事業による直接的な CO2 削減効果の費用対効果等が高く見込まれているか。

- ウ 蓄電池などを活用して災害時でも発電電力が活用できるようになっているか。
- エ 災害時にも熱利用が行え地域への貢献が見込めるようになっているか。
(発電設備で産出される熱が利用できる場合)。
- オ RE100、再エネ 100 宣言 RE Action、Science Based Targets を推進しているか。
- カ 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有している。

○なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。

○審査完了次第、結果は通知しますが、審査結果に対するご意見は対応いたしかねます。

4.補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項

本補助金の交付については、令和3年度予算の範囲内で交付するものとし、適正化法及びその他の関係法令の規定によるほか、本補助金の交付規程に定めるところによることとします。

万が一、これらの規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがあります。

また、補助事業が完了した後も、補助事業で取得した設備等の適切な維持管理や効率的運用を図るなど、補助事業者が順守すべき事項がありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項

(1) 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

<補助対象経費の範囲> 別表第1の第3欄を参照

補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費

<補助対象外経費の代表例>

- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・建屋の建設にかかる経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・既存施設・設備等の撤去費及び処分費

- ・補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- ・その他事業の実施に直接関連のない経費

<補助事業における利益等排除>

○補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

○このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

(2) 複数の団体による共同事業について

○補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という。）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。

○この場合、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その財産を取得する者に限ります。

○また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。

○代表事業者及び共同事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

① 共同で補助事業を実施するすべての者が、「**2.5 補助金に応募できる者**」に該当すること。

② 代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。

○なお、ファイナンスリース契約あるいはシェアード・セイビングス方式のESCO契約により設備導入を行う場合は、リース事業者あるいはESCO事業者を代表事業者とし、設備を利用する事業者を共同事業者とします。

○この場合、交付の条件として、次に示す書類の提出を条件とします。

ア リース料あるいはサービス料から補助金相当分が減額されていること。

イ 補助事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。

(3) 複数年度計画事業について

① 複数年度計画事業の留意事項

○補助事業期間は、原則として単年度以内とします。ただし、単年度での実施が困難な補

助事業については、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した実施計画書及び経費内訳を提出することを条件に2ヵ年度とすることができます。

- なお、次年度以降の補助事業は、国において次年度以降に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度以降の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。
- また、複数年事業の場合、補助金の交付申請等は年度毎に行っていただく必要があるとともに、事業実施期間は、原則として、各年度の交付決定を受けた日から当該年度の1月末日までとします。

②翌年度における補助事業の開始

- 複数年計画で採択を受け、初年度の事業を実施した補助事業者が、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、交付規程で定める様式の申請書を協会に提出して承認を受けてください。
- なお、申請をいただいたからといって必ずしも承認を確約するものではなく、また予算の範囲内での交付となるため、翌年度以降の補助額に変更があり得ますので、予めご了承ください。

③複数年事業の廃止等に対する措置

- 複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額の納付を命ずる場合があります。

(4) 災害時の対応について

- 地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、設備を導入する敷地が土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。
- 再生可能エネルギー設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年度版」（監修：独立行政法人建築研究所）に準拠して設置してください。

※土砂災害、浸水災害への対策費は補助対象外です。

4.2 補助事業の実施における留意事項

(1) 交付申請

○公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は別途定める交付規程に従います）。その際、補助金の対象となる費用は、補助事業期間内に行われる事業で、かつ補助事業期間内に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

○協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ①申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ②補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

(3) 補助事業の開始及び完了

○補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始することとなります。

○事業の実施に当たっては、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を得て適切に行ってください。

○補助事業者が他の事業者等と委託・請負等の契約の締結や発注を行うに当たり、ご注意いただきたい点は主に以下のとおりです。

- ①契約・発注日は協会の交付決定日以降であること。

※ 補助事業者は、協会から交付決定を受ける日までの間に、補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（入札、見積合わせ、落札者決定等）を行うことは認めますが、その契約締結日又は発注日が交付決定日より前となる契約等の経費は、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

- ②補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること。
- ③当該年度に行われた委託・請負等に対して、その年度の1月31日までに、検収並びに対価の支払い及び精算が行われ、補助事業が完了すること。

○また、補助事業の完了とは、補助事業者が、補助事業の実施に係る全ての委託・請負等が完了し、導入した設備等の成果品が契約先から補助事業者に納入されていることが必要です。

○委託・請負等の完了については、補助事業者は、委託・請負等の相手先から完了届等を受領した上で、委託・請負等の仕様に適合することの確認検査（以下「検収」という。）を行い、検収に合格した委託・請負等の成果に対して、対価の支払い及び精算が行われることが必要です。

(4) 補助事業の計画変更等

- 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や計画変更承認を得る必要がありますので、協会に必ず事前にご相談ください。

(5) 完了実績報告及び補助金額の確定

- 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業完了後30日以内又はその年度の2月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を協会宛てに提出しなければなりません。
- 協会は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

(6) 補助金の支払い

- 補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

(7) 補助金の経理等について

- 補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。
- これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

4.3 補助事業完了後における留意事項

(1) 取得財産の維持管理等

- 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の維持管理等について、補助事業完了後においても以下の義務を負います。
 - ① 補助事業者は、取得財産等について、環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - ② 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号)で定める期間を経過するまでの間、協会の承認を受けないで、処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）してはならない。
 - ③ 補助事業者は、②の期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとしての認証を受け、かつ当該J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

(2) 余剰電力を売電する場合

- 施設の休業日など需要家の電力需要が大きく減少して余剰電力が発生する場合、FIT 制度及び 2022 年度に開始が予定されている FIP (Feed in Premium) 制度に該当しなければ売電することができます。
- その場合、売電により得られた収入金額は、本事業で導入した設備等の維持管理や更新に充てるとともに、毎月ごとの売電量及び売電収入、収入金額の用途を管理するための帳簿を作成するなどして、適切に管理してください。

(3) 二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等

- 補助事業者は、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を、協会の求めに応じて提供してください。
- 環境省は、完了した補助事業の効果等の検証・評価等を実施しますので、補助事業者は、環境省又は環境省から委託業務を受託した民間事業者からの要請により、当該補助事業に関する情報提供、アンケート調査、ヒヤリング調査、現地調査等に協力してください。

(4) 事業報告書の作成及び提出

- 補助事業者は、交付規程に従い、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 3 年間の期間について、年度毎に年度の終了後 30 日以内に当該補助事業による過去 1 年間の二酸化炭素削減効果等について、交付規程で定める様式により事業報告書を環境大臣に提出してください。
- 補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後 3 年間保存する必要があります。

4.4 事業実施のスケジュール（スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性はある）

	年間予定	申請者	協会 (ETA)
公募期間	公募期間 (6月中旬～10月上旬)	情報入手	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 交付規程、公募要領等 協会ホームページで公開 </div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 交付規程、公募要領等を 基に応募書類作成・提出 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 公募受付 (6月中旬～10月上旬) ※月ごとに予算の範囲内で公募受付 </div>
選考	審査 (8月初旬～10月下旬) 採択の決定 (8月中旬～11月上旬)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 応募書類審査、選考 (必要に応じ、問い合わせ) </div>
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 審査委員会採点基準に基づく採点 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 採択の決定通知 (8月中旬～11月上旬) </div>
交付申請期間	交付申請 (採択通知後) 交付決定 (9月中旬～12月初旬)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 交付規程を基に交付書類作成・提出 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 交付申請書類確認 (必要に応じ、問い合わせ) </div>
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 交付決定通知 (9月中旬～12月初旬) </div>
事業の遂行・完了実績報告・検査・支払い	事業の完了 (1月31日までに 検収・支払を完了 すること) 完了実績報告書の 提出 (事業完了後30日 以内または補助事 業の完了した日の 属する年度の2月 10日のいずれか早 い日まで)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 事業開始 (交付決定日以降) </div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 工事請負契約等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 工事 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 検収・支払 (1月31日まで) </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 遂行状況報告 (必要に応じ、現地調査等を実施) </div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 完了実績報告書 作成・提出 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 完了実績報告書の審査 (書類審査、必要に応じ現地調査) </div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 精算払請求書 作成・提出 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 交付額確定通知 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> 補助金支払 (3月31日まで) </div>
事業報告書の提出	事業報告書の提出	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事業報告書 作成・提出 (直接、環境大臣宛て) </div>	

5.応募方法について

5.1 応募方法

応募に必要な書類は、公募期間内に以下の方法で協会に提出していただきます。

- ① 電磁的方法による提出
- ② 電磁的方法により行うことができないとき又は電磁的記録を提出できないときは、書面による方法で提出することができます。

5.2 公募期間

1次公募：令和3年6月18日（金）から令和3年7月16日（金）17時必着

2次公募：令和3年7月26日（月）から令和3年8月27日（金）17時必着

3次公募：令和3年9月 9日（木）から令和3年10月8日（金）17時必着

公募期間ごとに応募について審査を行います。なお、予算額に達した場合は、それ以後の公募を行わないことがあります。

（ご注意）受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

5.3 応募に必要な書類及び提出部数

（1）応募に必要な書類

応募に必要な書類及び応募様式ファイルは、以下のA～Dのとおりです。

なお、A-1、A-2、B-1【別紙1】、B-5、B-7、B-8、C-1【別紙2】、C-2、C-4については、協会ホームページから様式ファイルをダウンロードして作成してください。（B-1別紙1、C-1別紙2及びC-2は一つのファイルとなっています。）

また、別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」については提出不要ですが、応募申請書の提出をもって誓約事項に同意したものとします。

<A.申請書>

A-1 様式1 応募申請書

●補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。

A-2 提出書類チェックリスト

<B.実施計画書>

B-1 別紙1 実施計画書

B-2 事業実施場所の地図

- 設備を設置する場所の地図と現在の利用状況が判る図面・写真等の資料を添付すること

B-3 当該施設が記載されたハザードマップ（土砂災害・浸水被害）

- 対象施設の位置が分かるように印をつけること
- 事業完了までにハザードマップが改訂された場合、改訂後のハザードマップを適用しますので、ハザードマップの改訂時期を確認すること

B-4 事業の実施体制表

- 事業の実施体制を図解すること

B-5 事業の実施スケジュール

- 複数年度計画の場合、年度毎のスケジュールがわかるように作成すること

B-6 導入を予定している設備内容

- 導入予定の機器の一覧表、仕様書、配置図
- 単線結線図、システム図
- 熱利用設備又は再生可能エネルギー設備等の図面、カタログ など

B-7 導入量算出表（補助対象設備を災害時に稼働させる場合のみ提出）

B-8 運用説明資料（補助対象設備を災害時に稼働させる場合のみ提出）

B-9 施設での再生可能エネルギーの自家消費量の算定根拠

- 年間消費量シミュレーション結果などを添付すること

B-10 CO2削減効果の算定根拠

- ハード対策事業計算ファイルまたは任意様式の計算書、年間発電量シミュレーション結果などを添付

「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請用＞（平成29年2月）を参照すること

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

B-11 ランニングコスト算定根拠

B-12 地方公共団体実行計画（地方公共団体のみ）

- 地方公共団体における地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づく計画）の表紙と該当ページのコピーを添付し、該当箇所にマーカーを引くこと

<C.経費関係書類>

C-1 別紙2 経費内訳（2ヵ年度の場合、1年目、2年目、全体）

C-2 経費内訳表（2ヵ年度の場合、1年目、2年目）

C-3 見積書

- 金額の根拠書類（見積書又は計算書）等を参考資料として添付すること
- 項目・金額がC-2に正しく転記されていることを確認すること

C-4 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト

C-5 資金計画表（地方公共団体の場合は予算書）

<その他の資料>

D-1 会社の概要

- 代表事業者・共同事業者の概要が分かるパンフレット等を添付すること

D-2 定款

- 代表事業者・共同事業者の定款等を添付すること

D-3 財務内容に関する書類

- 代表事業者の単体ベースの直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出すること（連結がある場合は、連結決算も併せて提出すること。応募申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合は、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。）
- 法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合（以下、「認可を受けている者等」という。）は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案（ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。）

D-4 その他参考資料

- 【「災害時の自立機能付き」再生可能エネルギー発電設備を導入する場合】
災害時のエネルギー活用示す書面（防災計画書、協定書等）
- 【リース契約・ESCO契約の場合】
リース契約・ESCO契約関係資料等

(2) 提出部数（書面による提出の場合）

- ア 紙媒体 1部（写真・図表などがある場合は、カラー印刷してください。）
- イ 電子媒体（CD-R/DVD-R）1部

(3) 注意事項

（電磁的方法による提出の場合）

- ア 提出する資料のデータ容量は十分に注意をしてください。
- イ データを圧縮する場合は、zipを使用してください。
- ウ 提出資料には、資料ごとにファイル名を付けてください。
- エ 電子ファイルでは確認しづらい資料などは、書面での提出を求めることがあります。

(書面による提出の場合)

ア (1) A～Dの書類は、ホッチキス止めせずに、パンチ穴をあけてファイリングしてください。

なお、それぞれの書類の前ページに、「A-1」等と記入したインデックスを付した「あい紙」を入れてください(書類にはインデックスを直接付さないでください)。

イ (2) イの電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。

ウ 提出された書類は返却しませんので、必ず写しを保管しておいてください。

(4) 提出方法

応募書類は、電磁的方法もしくは書面により公募期限内に下記の提出先に提出して下さい。

電磁的方法による提出の場合は、メール件名に「再エネ価格低減促進事業「計画策定事業」(R3) 応募事業者名 応募申請」または「再エネ価格低減促進事業「設備等導入事業」(R3) 応募事業者名 応募申請」と記載してください。

書面による提出の場合は、応募書類を封書に入れ、宛名面に応募事業者名及び「再生可能エネルギーの価格低減促進事業「計画策定事業」 応募書類 在中」または「再生可能エネルギーの価格低減促進事業「設備等導入事業」 応募書類 在中」を朱書きで明記してください。

※応募書類の内容を確認するため、対面や Web ヒヤリング等を行う場合があります。

《提出先》

電磁的方法による提出の場合

メールアドレス：shinshuho@eta.or.jp

件名：【再エネ価格低減促進事業「●●●●事業」(R3) 応募事業者名】 応募申請

書面による提出の場合

〒534-0024

大阪市都島区東野田町2-5-10 京橋プラザビル6階

一般社団法人 環境技術普及促進協会

「再生可能エネルギーの価格低減促進事業」担当宛

「再生可能エネルギーの価格低減促進事業「●●●●事業」 応募書類 在中」

6.お問い合わせ先

公募全般に対するお問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名に事業者名及び事業名を記入してください。

また、メール本文の冒頭に、応募を予定している「再エネ価格低減促進事業について」を記載するとともに、メール末尾にご担当者の連絡先（事業者名、所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記載してください。

<メール件名記入例>

【事業者名】再エネ価格低減促進事業について

<お問い合わせ先>

一般社団法人 環境技術普及促進協会 業務部 業務第一グループ

お問い合わせメールアドレス：shinshuho@eta.or.jp

※お問い合わせの内容について、協会の担当者から電話で確認する場合があります。

<お問い合わせ期間>

令和3年6月18日(金)～令和3年7月9日(金)

※お問い合わせ期間を過ぎた質問の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

※2次公募、3次公募のお問い合わせ期間は、協会ホームページに掲載いたします。

別表第 1

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
(5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業	③再生可能エネルギーの価格低減促進事業「計画策定事業」：「④設備等導入事業」を実施するための基本計画、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業 ^{*1}	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費協会が承認した経費	協会が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を交付額とする。
	④再生可能エネルギーの価格低減促進事業「設備等導入事業」：「③計画策定事業」で策定した事業実施計画、もしくは事業実施計画と同等と協会が認めた計画等に基づき、再生可能エネルギー熱利用設備又は自家消費型若しくは災害時の自立機能付きの再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く） ^{*2, 3} の導入を行う事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億円を超えた場合は、1億円を交付額とする。

- ※1 ④再生可能エネルギー熱利用設備又は自家消費型若しくは災害時の自立機能付きの再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）の導入を行う事業の実施を前提としたものに限る。
- ※2 太陽熱、バイオマス熱及び地中熱に係る設備については、当該設備のCO₂削減コストが過年度の環境省の補助事業の実績より一定以上低いものに限る。
- ※3 本補助金を受けることで自家消費型若しくは災害時の自立機能付きの再生可能エネルギー発電設備の導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)</p> <p>②機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>③特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)</p>

		(間接工事費)	
		共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。

設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>											
業務費	業務費													
事務費	事務費													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>			号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												

別表第 3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給 料・職員手 当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数 が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人 数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付 すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために 必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼 増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために 必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために 必要な業務の一部を外注する場合に発生する 特殊な技能又は資格を必要とする業務に要す る経費をいう。
		使用料及賃 借料		この費目から支弁される事務手続のために 必要な会議に係る会場使用料（借料）をい い、目的、回数及び金額がわかる資料を添付 すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために 必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣 等雑具類の購入のために必要な経費をいい、 使途目的、品目、単価、数量及び金額がわか る資料を添付すること。

別表第 4

(1) 設備	(2) 補助対象設備要件
再生可能エネルギー発電設備	
風力発電	発電出力 7500kW 未満
バイオマス発電	<p>① バイオマス依存率 60% 以上</p> $\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス（燃料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100 =$ $\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$ <p>A：バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は n=1,2,3…の総和 B：バイオマス低位発熱量 (MJ/kg) C：非バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は m=1,2,3…の総和 D：非バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)</p> <p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第 16 条報告）を行い、要件を遵守すること。 ※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。 ※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</p> <p>② 発電出力 10kW 以上</p> <p>※副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。</p>
水力発電	<p>発電出力 10kW 以上 1,000kW 未満</p> <p>※発電出力 (kW) = 水の流量 (m³/s) × 有効落差 (m) × 9.8 (重力加速度) × 水車効率 × 発電機効率</p>
地熱発電 (温泉発電)	<p>温泉の熱を用いて発電を行う設備であり、以下のすべての条件を満たすものとする。</p> <p>a) 温泉の水・蒸気を熱源流体として用いるものであること。</p> <p>b) 温泉施設は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号。以下「法」という。）第 15 条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、法第 15 条の適用を受けない施設においては、この限りでない。</p> <p>c) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。</p> <p>d) 発電機や周辺設備に用いられている熱媒体が漏洩しないための措置がとられていること。特に、京都議定書第二約束期間の対象ガスである代替フロンを用いる場合にあっては、十全の措置がとら</p>

	れていること。
複数の組み合わせによる再生可能エネルギー発電	発電出力合計 10kW 以上
再生可能エネルギー熱利用設備	
太陽熱利用	集熱器総面積 10㎡ 以上 ※太陽集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。 ※集熱器総面積は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の集熱器総面積とし、㎡単位の小点数以下切捨てとする。追尾式の集光型太陽集熱器の集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする。
地熱利用 (温泉熱利用)	温泉を熱源とする設備であり、以下のすべての条件を満たすものとする。 a)温泉施設は、法第 15 条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、法第 15 条の適用を受けない施設においては、この限りでない。 b)利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。
ヒートポンプ（排湯槽、ヒートポンプ設備、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等）	上記 a)及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。 ア)温泉水を熱源とする設備であること。 イ)加熱又は冷却能力が 14kW 以上であること。
熱交換器（排湯槽、熱交換器、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等）	上記 a)及び b) の他、以下の要件を満たすものとする。 ア)温泉水を熱源とする設備であること。
ボイラー等（ガスセパレータ、ガス供給設備、ボイラ	上記 a)及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。 ア)原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。 イ)温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。

<p>一等設備、貯湯槽等)</p>	<p>ウ)補助事業終了までに鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。 エ)鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。</p>
<p>コージェネレーション（ガスセパレータ、ガス供給設備、コージェネレーション設備、貯湯槽等)</p>	<p>上記 a)及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。 ア)原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。 イ)温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。 ウ)補助事業終了までに鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。 エ)鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。</p>
<p>地中熱利用（地中熱交換器、地中熱ヒートポンプ、モニタリング機器、熱応答試験等)</p>	<p>地中熱を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。 a)予め地中の熱交換能力を原位置試験（熱応答試験、揚水試験等）によって予測した設備であること。但し、応募に当たって原位置試験が未実施である場合は、近傍における実績値等を踏まえ適切に設備計画を行うとともに、設備導入に当たっては原位置試験を実施し、熱交換能力を予測すること。 b)地下水・地盤環境のモニタリング機器を備えている設備であること。 c)暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること。 d)地中熱ヒートポンプを設置する場合、熱供給能力が 10kW 以上であること（連結方式の場合は、設備全体の合算値）。</p>
<p>バイオマス熱利用</p>	<p>① バイオマス依存率 60% 以上</p> $\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス（燃料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$ $\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$ <p>A：バイオマス利用量（kg/h）、複数種の場合は n=1,2,3…の総和 B：バイオマス低位発熱量（MJ/kg） C：非バイオマス利用量（kg/h）、複数種の場合は m=1,2,3…の総和 D：非バイオマス低位発熱量（MJ/kg）</p> <p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第 16 条報告）を行い、要件を遵守すること。 ※供給熱源が当該バイオマスのみでなく複数ある場合、上記「バイオマス依存率 60%」とは、熱需要先も含めたシステム全体として算定するものとする。</p>

	<p>※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする（ただし、スタートアップ時等のバックアップ熱源は除く。）。</p> <p>※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</p> <p>② バイオマスコージェネレーション（熱電供給）設備の場合 発電出力 10 kW 以上</p> <p>※副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。</p>
温度差エネルギー利用	熱供給能力 0.10 GJ/h (24 Mcal/h) 以上
雪氷熱利用	冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備に限る。
バイオマス燃料製造	<p>以下のすべての条件を満たすものとする。</p> <p>a)再生可能エネルギー発電、熱、発電・熱設備を導入する場合に限る。</p> <p>b)導入する再生可能エネルギー発電、熱、発電・熱設備の出力の同等以下。</p> <p>c)（1. 2. 共通）バイオマス依存率 60% 以上</p> $\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス（原料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$ $\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$ <p>A：バイオマス利用量（N m³/h 又は kg/h）、複数種の場合は n=1,2,3…の総和 B：バイオマス低位発熱量（MJ/N m³又は MJ/kg） C：非バイオマス利用量（N m³/h 又は kg/h）、複数種の場合は m=1,2,3…の総和 D：非バイオマス低位発熱量（MJ/N m³又は MJ/kg）</p> <p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第16条報告）を行い、要件を遵守すること。</p> <p>※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。</p> <p>※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</p> <p>※メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とする。</p> <p>※廃棄物の処理及び清掃に関する法律を留意すること。</p> <p>1. メタン発酵方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス製造量：100 N m³/日 以上 ・低位発熱量：18.84 MJ/N m³（4,500kcal/N m³）以上

	<p>2. メタン発酵方式以外</p> <ul style="list-style-type: none">・製造量：固形化 150 kg/日 以上 液 化 100 kg/日 以上 ガス化 450 N m³/日 以上・低位発熱量：固形化 12.56 MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 液 化 16.75 MJ/kg (4,000kcal/kg) 以上 ガス化 4.19 MJ/N m³ (1,000kcal/N m³) 以上
--	---

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付を申請するにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

以上